

令和6年 4月

保護者 様

和歌山市立直川小学校

校長 和田 佳世

風水害・地震時における登下校について

1. 警報等が発表されたとき

☆和歌山市に「大雨警報」や「暴風警報」が発表されたとき(特別警報発表を含む)

◎テレビやラジオなどでは、局により従来の発表区分が用いられることがあります。和歌山県北部、紀北地方といった区分で発表された場合は、和歌山市が対象に含まれているか確認してください。

時 刻	登校について
登 校 時 に 警報発表中	自宅待機させてください。
午前9時までに 警報解除	通学路の安全を確かめて登校させてください。
午前9時に警報発表中	臨時休業。外に出ず、家の中で安全に過ごさせてください。

◎給食について

午前6時現在で「大雨警報」や「暴風警報」が発表されていれば給食は中止となります。

9時までに警報が解除され登校しても、授業は午前中で終了し(12時下校)、給食はありません。

2. 登校後に「大雨警報」や「暴風警報」が発表された時や地震等の災害が起こった時

☆学校で状況判断し、一斉下校、または学校待機の措置をします。なお、特別警報発表時は学校待機とします。(メールまたは電話でお知らせします。)

なお、メール・電話等で連絡が取れない時や安全が確認できない時は、保護者が学校に迎えに来るまで学校で待機させます。

3. その他

- ① 上記の措置は、「大雨警報」や「暴風警報」の場合です。波浪警報や洪水警報、注意報の場合ではありません。ただし、冠水等により登校が危険と判断された場合は登校を見合わせ、自宅待機させてください。欠席や遅刻にとらわれず、児童の安全を第一に考えてください。冠水等により登校が危険と判断された場合のみ、学校に電話連絡をお願いします。
- ② 台風の接近状況によっては、前日に給食の中止が決定されることがあります。状況に応じてお知らせします。
- ③ 震度5弱以上の地震が発生した場合もしくは、震度に関係なく津波警報や大津波警報が発表される等、危険が予測されるときは、臨時休業になります。地震により津波のおそれが発生し、学校が危険な場合は、2次避難場所であるこばと学園に避難します。ただし津波に関する警報・注意報は、従来どおり和歌山県が1つの予報区となります。市町村単位での発表はありません。
- ④ 避難勧告、避難指示により学校が避難所となる場合は、臨時休業となります。
- ⑤ 学校への問い合わせの電話は、状況の把握や関係機関との連絡の支障となりますのでご遠慮ください。災害の状況によりメールシステムが使用できる場合、メール等で連絡させていただきます。

学校からのメールは、登校後発表されたときのみ配信させていただきます。登校前・登校時の警報につきましては、ご家庭のほうで確認をお願いします。

《 保管・掲示 よろしくをお願いします 》